新型コロナウイルス感染症の感染対策、 特にマスク着用の考え方の見直しに係る資料【国・県の動向等】

- 1 国の方針概要 (R5.2.10「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更」)
- (1) 社会一般に関するもの

○ 5月 8日~

「新型コロナウイルス感染症」は感染症法上「新型インフルエンザ等感染症」(現行2類)に該当しないものとし、「5類感染症」に位置付ける。

○ 3月13日~

「屋内では基本的にマスクの着用を推奨する」としている現在の取扱いを改め、行政が一律 にルールとして求めるのではなく、<mark>個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねる</mark> ことを基本とする。

○ マスク着用の考え方「着用判断の目安」

着用を奨励	医療機関受診時や高齢者施設等訪問時 通勤ラッシュなど混雑した電車やバスの乗車時 (新幹線など、おおむね全員着席が可能である場合を除く)	
着用が効果的	流行期に高齢者や基礎疾患のある方が混雑した場所に行く時	
着用	コロナ症状がある方や陽性者、同居家族が外出する時	

- 基本的な感染対策である<u>「三密の回避」「人との距離の確保」「手洗い等の手指衛生」「換気」等</u>の励行についての呼びかけは継続する。
- 個人、事業者による自主的な感染対策の取組となる(政府の「基本的対処方針」等廃止)。

(2) 学校に関するもの

○ 4月 1日~

<u>学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めない</u>ことを基本とし、<u>大学等につい</u>ても適切に対応する。

令和5年4月1日より前に実施される卒業式については、児童生徒等はマスクを着用せず出席することを基本とし、大学等についても適切に対応する。

令和4年度内における卒業式以外の大学等の教育研究活動については、引き続き適切に対応する。

○ 留意事項

- ・基礎疾患等の事情によりマスク着用を希望する学生には適切に配慮し、<u>換気対策を講じる</u>こと。
- ・地域や学校における感染状況等に応じて学校、教員が学生に着用を促す場合でも学生の主体 性を尊重し、脱着を強要しないこと。

- 2 文科省「令和5年4月1日以降の大学等におけるマスクの着用の考え方の見直しと 学修本位の授業の実施等について」概要 (R5.3.17)
 - <u>令和5年4月1日以降の教育研究活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めない</u>ことを基本とする。
 - 学校に限らず、社会全体について感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた 適切なマスクの着用を広く呼びかけるなど、より強い感染対策を求めることがあり得る。
 - 新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類感染症に位置付けられる予定であることに伴い、 今後、マスク着用以外の感染症対策についても見直しが行われるほか、文部科学省においても学 校保健安全法施行規則等の改正を予定している。

(1) マスク着用の取扱いについて

- ア <u>学生及び教職員については、教育研究活動の実施に当たって、マスクの着用求めない</u>ことを 基本とする。
- イ 通勤、通学ラッシュ時等混雑した電車やバスを利用する場合や、学修活動等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マスクの着用が推奨される場面においては、学生及び教職員についても、着用が推奨される。

(政府の示すマスク着用の考え方「着用判断の目安」に準ずる。)

ウ 基礎疾患があるなど様々な事情等により感染不安を抱き、マスクの着用を希望する場合や、 健康上の理由によりマスクを着用できない場合もあることなどから、<u>学生及び教職員に対して</u> マスクの脱着を強いることのないようにし、学生の間でもマスク着用の有無による差別・偏見 等がないよう適切に対応する。

感染症が流行している場合などには、教職員がマスクを着用する又は学生にマスクの着用を促すことも考えられるが、そういった場合においても、マスクの着用を強いることのないようにする。

- エ 咳やくしゃみの際には、咳エチケットを行うことに留意する。
- オ 入学式等の式典や行事においても、学生・教職員・来賓・保護者等にマスクの着用を求めないことを基本とする。
- カ 「基本的な感染対策は重要であり、引き続き「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の励行をお願いする。」とされているところであり、大学等においても、引き続き、効果的な換気の実施など基本的な感染症対策を適切に講じる。
- (2) 学習者本位の教育活動の実施と学生に寄り添った対応について

令和5年4月1日以降においても、上記「マスク着用の取扱いについて」を踏まえ<u>適切な感染</u>症対策を講じつつ、学修者本位の教育活動を実施することが重要であり、大学等が講じる対応の必要性や合理性について学生への十分な説明を行い、理解を得ることや、学生一人一人の目線に立ち、学生に寄り添った対応を講じることも重要。

ア 授業の実施に当たっては、地域の感染状況等も踏まえて適切な感染症対策を講じつつ、面接 授業や遠隔授業の適切な実施をはじめとする学修者本位の教育活動の実施に取り組むこと。

なお、遠隔授業を行う場合においては、「大学等における遠隔授業の取扱いについて(周知)」 (令和3年4月2日付け)等を参照の上、適切に対応すること。

- イ <u>図書館をはじめとする学内施設</u>は、学修活動の拠点として重要な意義を有することも踏まえ、 学生・教職員等の利用に供するための工夫に努めること。
- ウ ワクチンに関しては、学生等に対して正確な情報発信に努めること。ただし、ワクチン接種 はあくまでも被接種者の判断に基づくものであり、接種をしていないことを理由に不当な差別 的取扱いを行わないことや、学校の教育活動への参加についてワクチン接種を条件としないこ とに留意する。
- エ 面接授業と遠隔授業を併用する場合などにおいて、学部や学年等によって面接授業の機会が 乏しくなる学生が生じ得ることに留意し、当該学生の学修機会の確保やメンタルヘルスケア等 について必要に応じ配慮を行うこと。
- オ 全ての学生が学修に専念できるよう、学生一人一人の立場に立って、きめ細かな対応に努め <u>る</u>こと。また、新入生や感染症の影響を受けてきた在学生に対して、優先的に面接授業を実施 することや、質の高い学修の基礎となる学生同士のコミュニケーションの円滑化に資する交流 の機会を設定すること等の配慮を講じる。
- カ 基礎疾患があるなど様々な事情により感染不安を有する者に対しては、<u>個々の学生の状況に</u> 可能な限り配慮した学校運営に努めること。
- キ 授業の実施方針についての大学等の考え方や、感染症対策のために講じている措置の必要性 や合理性について丁寧に説明するなど、<u>学生が安心し、納得して学修に取り組むことができる</u> 環境の確保に努めること。
- ク 大学等の判断や考え方についての説明に際しては、学生の理解を得るよう努めるとともに、 受験生の進学先の参考にもなるよう、ウェブ・サイトへの掲載等により公表する。また、授業 料や施設整備費等のいわゆる学納金の必要性等について、学生等に対して丁寧に説明し、その 理解を得るよう努めること。
- ケ 修学に係る相談体制については、学内の組織体制の整備(相談窓口の設置や教職員への研修、 電話やメール等での相談にも確実に対応できる体制の確保)、専門家との連携等による<u>きめ細か</u> な対応等を徹底し、引き続き、困難や不安を抱える学生等の目線に立った対応をするよう努め <u>る</u>こと。また、支援を必要としている学生等一人一人に確実に情報が行き届くような手段の確 保など効果的な情報発信を図ること。

3 静岡県の新型コロナウイルス感染状況等概要 (最新 R5.3.17)

『本県の感染状況・医療ひっ迫状況は、国評価レベル1(感染小康期)です。』

(1) マスク着用方針

マスク着用は個人の判断を尊重し、本人の意思に反する着脱の強制はしない

「マスクの着用が効果的な場面」

重症化リスクの高い方への感染を防ぐ	・医療機関を受診する時 ・医療機関や高齢者施設等を訪問する時 ・混雑した電車やバスに乗車する時
重症化リスクの高い方が自分自身を守る	・流行期に混雑した場所に行く時

「マスクの着用の判断し

※場所や場面に応じて着脱できるよう、常にマスクを携行する

症状がある場合	やむを得ず外出する場合はマスクを着用
学校(4月1日から適用)	マスク着用を求めないことが基本、マスクの着脱を強制しない マスク着用を促す場合も児童生徒や保護者等の判断を尊重
医療機関・高齢者施設等	施設従事者は勤務中のマスク着用を推奨
事業所	マスクの着用は個人の判断とする。ただし、事業者が感染対策上 又は事業場の理由等で、利用者・従業員にマスクの着用を求める ことは許容

(2) 学校等における取組(県から依頼事項)

- ア 学校や保育所等では、適切なマスクの着用、こまめな換気など基本的な感染防止対策の徹底、 感染リスクの高い行動の回避に努める。
- イ 職員や児童生徒等に何らかの風邪症状がある場合については、部活動や課外活動も休み、市 販薬(咳止め・解熱剤等)を服薬するなど、自宅で静養する。
- ウ イベント(催事)の主催者は、3密の回避、こまめな換気や消毒など基本的な感染防止対策 の徹底とともに、参加者の行動管理に努め、参加者に対して、手指消毒や適切な距離の確保を 促すように努める。
- (3)マスク着用に関する基準の見直しに係る静岡県の方針(令和5年3月10日)
 - ア 本県においても、<u>国の方針に従い、「個人の判断に委ねる」ことを基本とする</u>。 ただし、感染防止策として、<u>マスクの着用が効果的な場面(窓口業務に従事する職員など)</u> においては、マスクを着用することとする。
 - イ 県庁舎等においては、個人の判断に委ねることを基本とするが、感染防止策としてマスクの 着用が効果的な場面(特に不特定多数の県民が来訪する窓口業務中)ではマスクを着用するこ ととする。

- ウ 県立高校においては、学校教育活動の実施に当たって、マスクの着用を求めないことを基本 とする。
- (4) 知事定例記者会見 「県職員のマスク着用方針について」コメント(3月14日)
 - ア 公務中の屋内での着用は個人判断に委ねる
 - イ 窓口業務に従事する場合は着用継続(5月7日まで)
 - ウ マスク着用が効果的な場面では着用継続、高齢者を含む不特定多数の来訪者への窓口業務で は着用継続
 - エ 手指消毒、3 密回避等の基本的感染症対策は継続
 - オ パーテーションは当面は設置継続
- (4) 県総合教育局大学課長通達 (R5.3.15)
 - ア マスク着用の考え方の見直しについて
 - 個々人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることが基本
 - 事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される。
 - 着用の判断(推奨等)は国の方針と同じ(上記「着用判断の目安」表のとおり)。
 - イ 濃厚接触者の取扱い等について
 - 一般事業所については、引き続き、<u>保健所では、原則として濃厚接触者の特定等は行わない。</u>
 - 事業所内での感染拡大が危惧される場合には、<u>各事業所において、感染者との接触者を特</u> 定し、在宅勤務等を求めることは妨げるものではない。
 - <u>事業所等での感染者と接触</u>があったことのみを理由として、出勤を含む外出を制限する必要はないが、<u>7日間は不特定多数の者が集まる飲食、大規模イベントの参加を控える</u>よう周知すること。
 - 同一世帯内の同居者の二次感染率は高いと考えられるため、<mark>感染者と同居している者は、</mark> 引き続き、濃厚接触者として原則5日間、自宅で待機とする。